

第1号様式

角館町観光協会ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、角館町観光協会（以下「観光協会」という）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 観光協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、公共性及び品位を損なうおそれがないものであって、次のいずれにも該当しないものとする。

- ・ 政治活動に係るもの。
- ・ 宗教活動に係るもの。
- ・ 風俗営業に係るもの。
- ・ 個人宣伝に係るもの。
- ・ その他、広告の内容が適当でないとして観光協会が判断したもの。

(広告掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、3ヶ月単位とする。

1 2月～2月、3月～5月、6月～8月、9月～11月

(広告掲載の申請) 第4条

第1項 広告掲載希望者は、バナー広告掲載申込書（第1号様式）を、掲載希望開始の前月10日までに観光協会に提出しなければならない。

第2項 観光協会は、前項の申請があったとき、広告掲載の可否を決定し、観光協会ホームページバナー広告掲載・不掲載を申請者に通知する。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載料は、別紙1の通りとする。

(広告掲載料の支払い)

第6条 申請者は、広告掲載開始の前月20日までに広告掲載料を一括して支払わなければならない。その際、振込み等にかかる手数料は、申請者の負担とする。

(広告原稿の作成・提出)

第7条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成し、観光協会が指定した期日までに提出する。また、第2条の規定により訂正する場合がある。

第2号様式

(広告の規格)

第8条 広告の規格は、別紙1の通りとする。

(広告掲載の取りやめ申請)

第9条 広告主は、広告の掲載を取りやめようとするときは、バナー広告掲載取りやめ申込書(第2号様式)により観光協会に申請しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第10条 観光協会は、広告主よりバナー広告掲載取りやめ申込書の申請があった場合は、該当各号に定める額の掲載料に相当する額を返還する。

第1項 第9条の規定によるバナー広告掲載取りやめ申込書の提出があったとき、次に掲げる提出の区分に応じ返還する。その際、返還金額は、振込み等にかかる手数料を差し引いた額とする。ア. 掲載期間開始前納付済の掲載料の全額

イ. 掲載期間開始後 納付済の掲載料の額のうち掲載とりやめの申込書の申請があった日から掲載期間末日までの期間(その期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てる)に係る掲載料に相当する額

第2項 前項の規定による掲載料の返還を受けようとする者は、バナー広告掲載料返還請求(第3号形式)を観光協会に請求しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

第3号様式

角館町観光協会ホームページバナー広告掲載申込書

平成 年 月 日					
(あて先) 角館町観光協会					
<u>申込者 団体名</u>					
<u>代表者名</u>				印	
<u>住 所</u>					
<u>電話番号</u> ()					
<u>メールアドレス</u> @					
角館町観光協会ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。					
掲載申し込み期間	平成 年	1 2月～2月	3月～5月		
		6月～8月	9月～11月		
	(上記掲載希望月を○で囲む) 計 カ月				
リンク先アドレス	http://				
リンク先の内容					
掲載希望個所		掲載個所	サイズ	数量	料 金
(希望する個所の前に○印をつけ、料金計算・記入)		①トップページ右上	200×90	1	円
		③トップページ右下	170×40	1	円

第4号様式

角館町観光協会ホームページバナー広告掲載取りやめ申込書

平成 年 月 日	
(あて先) 角館町観光協会	
<u>申込者 団体名</u>	
<u>代表者名</u> _____ 印	
<u>住 所</u>	
<u>電話番号</u> _____ () _____	
角館町観光協会ホームページへの広告掲載を取りやめたいので、次のとおり申し込みます。	
取りやめ年月日	平成 年 月 日
取りやめ理由	

第5号様式

角館町観光協会ホームページバナー広告掲載料返還請求書

平成 年 月 日	
(あて先) 角館町観光協会	
<u>申込者 団体名</u>	
<u>代表者名</u> 印	
<u>住 所</u>	
<u>電話番号</u> ()	
角館町観光協会ホームページへの広告掲載料について、次のとおり返還の請求をします。	
返還請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 末日 (1ヶ月未満切捨て) 計 カ月
リンク先アドレス	http://
請求金額	円 (1ヶ月単位で計算)
振込金融機関	銀行 本店・支店
	農業組合 本店・支店
	金庫 本店・支店
	本店・支店番号 口座番号 (普通・当座)
	郵便貯金 口座番号 —
	口座名義 (カタカナ)
※口座名義は、請求者本人としてください。	

※最終的な入金金額は、振込み手数料等を差し引いた金額とする。